



発福保第 1268 号
平成 26 年 1 月 21 日

鳥取市国民健康保険運営協議会
会 長 岡 崎 誠 様

鳥取市長 竹 内

功



国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、地域における医療の確保と住民の健康増進に大きな役割を果たしております。

一方、経済・社会情勢の変化にともなって被保険者の構成や財政構造が大きく変容し、高齢化や医療技術の高度化による医療費の増嵩、失業者や低所得者の増加による保険料収入の低下など、その財政基盤は極めて脆弱なものとなっております。

このような状況において、国民健康保険の保険者として、国における社会保障と税の一体改革の動向を見極めながら、安定かつ持続的な運営が求められているところです。

来たる社会保障制度の改革期を迎えるにあたり、現下の厳しい経済状況なども踏まえた今後の鳥取市の国民健康保険事業の運営のあり方について、貴協議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

(国の状況)

国の平成26年度税制改正の大綱が閣議決定され、国民健康保険料の後期高齢者支援分保険料に係る賦課限度額を16万円(現行:14万円)に、介護納付金分保険料に係る賦課限度額を14万円(現行:12万円)に引き上げる政令改正が予定されている。

この限度額引上げにより生じる財源を用いることによって、国は、「中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険料の見直しが可能となる」と想定している。

(本市の現状)

本市の国保会計は、全体では歳入歳出における最大限の努力を尽くすことにより、現行の保険料率であっても収支不足は生じないものと考えられることから、限度額の引き上げを行う場合は中間所得層の負担に配慮した保険料の見直しが可能である。

しかし、平成23年度から全ての区分で保険料率を据え置いてきた結果、後期高齢者支援分と介護納付金分については、財源不足が生じている状況にある。

諮問事項

- (1) 賦課限度額を国の基準どおりに引き上げることについて
- (2) 賦課限度額の改定に併せて中間所得層の負担に配慮した保険料率の見直しを行い、後期高齢者支援分と介護納付金分の保険料の財源不足を補う調整を行うことについて

(賦課限度額)

賦課限度額を国の改正に合わせて、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|--------------|
| ・医療分 | 51万円(現行51万円) |
| ・後期高齢者支援分 | 16万円(現行14万円) |
| ・介護納付金分 | 14万円(現行12万円) |

(保険料率)

被保険者均等割を以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|--------------------|
| ・医療分 | 23,800円(2,000円引下げ) |
| ・後期高齢者支援分 | 8,500円(1,000円引上げ) |
| ・介護納付金分 | 9,000円(1,000円引上げ) |